

長崎市公告第 110 号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 8 日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

(1) 件 名 長崎市有施設のネーミングライツに係る制限付一般競争入札

(2) 対象施設

番号	施設名	最低価格（年額・税抜）
1	長崎市民会館	75 万円/年
2	長崎市あぐりの丘	75 万円/年
3	長崎ペンギン水族館	75 万円/年
4	長崎ロープウェイ	75 万円/年
5	長崎市科学館	75 万円/年
6	長崎市民総合プール	75 万円/年
7	長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）	50 万円/年
8	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	50 万円/年
9	長崎市北公民館	50 万円/年
10	長崎市松山町駐車場	50 万円/年
11	長崎東公園	50 万円/年
12	長崎市東公民館	50 万円/年

(3) 概 要 対象施設に愛称をつける権利を付与するもの

2 ネーミングライツの付与期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで（5 年間）

ただし、「1(2) 対象施設」の「番号 7 長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）」は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日（3 年間）とする。

3 予定価格

1(2)の対象施設ごとに、最低価格（年額・税抜）に 2 の 5 年間（「1(2) 対象施設」の「番号 7 長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）」は 3 年間）を乗じた額とする。（消費税及び地方消費税抜き）

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (2) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(5) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。

(6) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類する者でない者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制を受ける業種その他これに類する者でない者

5 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市財務部資産経営課（以下「資産経営課」という。）（長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 10 階）において閲覧することができる。

ただし、閲覧できる期間は、長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

6 入札参加申請等

(1) 本入札の参加希望者は法人に限り、募集要項の各記載事項を十分確認の上で、制限付一般競争入札参加申請書（別紙 1）（以下「申請書」という。）及び関係書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

ア 申請書

イ 法人登記謄本又は履歴事項全部証明書

ウ 法務局が発行する印鑑証明書

エ 長崎市税の完納を証する完納証明書（長崎市に納税義務がない法人の場合省略可。）

オ 消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書

カ 誓約書（別紙 2）

キ 役員名簿（別紙 3）

(2) 申請書等は、郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和 8 年 11 月 30 日（月）必着とする。

(3) 申請書等の受付

ア 受付期間 令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで（休日を除く。）

イ 受付時間 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ウ 受付場所 長崎市魚の町 4 番 1 号（長崎市役所 10 階） 資産経営課
電話番号 095（829）1127（直通）

(4) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

入札資格確認の結果、参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和8年12月14日（月）までに通知する。

8 募集要項及び質疑応答

- (1) 募集要項及び関係様式は、長崎市ホームページからダウンロードして取得することとする。
なお、ダウンロードが困難な場合は、資産経営課の窓口で配付する。この場合は、事前に資産経営課へ電話又は電子メールにより連絡するものとする。

(2) 募集要項等の質疑応答

本件に係る質疑は、本市所定の長崎市有施設のネーミングライツに係る制限付一般競争入札に関する質問書（別紙5）で行うものとする。

ア 提出期限 令和8年11月30日（月）17時00分までに、電子メール又は持参によるものとする。（電子メールの場合は、電話により到着確認を行うこと。）

イ 提出先 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階） 資産経営課
メールアドレス shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp

ウ 回答期限 令和8年12月14日（月）までに長崎市ホームページで公開したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

9 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、募集要項等の質疑応答を確認のうえで送付すること。
- (2) 提出期間 令和8年12月15日（火）から令和8年12月23日（水）まで
日本郵便㈱長崎中央郵便局必着
- (3) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 郵送先 〒850-8799 日本郵便㈱長崎中央郵便局留
郵便入札用入札書在中（長崎市役所資産経営課扱い） 宛
- (5) 入札執行回数は、1回を限度とする。

10 開札の日時及び場所

令和8年12月24日（木）10時00分
長崎市役所9階中会議室（長崎市魚の町4番1号）

11 開札方法

本公告中「10 開札の日時及び場所」にて、入札書を開札する。なお、開札は、立会人による立会のもとで行う。

12 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

- (3) 長崎市契約規則第 12 条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「9 入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札

14 入札辞退

入札書が本市に到達する前までは、入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて持参又は郵便の方法により届け出なければならない。

15 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

16 落札者の決定方法

落札者は、本件の最低価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。

17 契約及び代金の納入

原則として、落札の決定の通知の日から 50 日以内に契約を締結することとし、代金は契約締結の日から 1 ヶ月以内に納入することとする。

18 契約保証金

落札者は、契約締結前に、本市から落札の決定の通知とともに送付される納付書により、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（入札保証金として既納の金額を除く。）を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は免除できるものとする。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とした履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち過去 2 箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

19 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、募集要項その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

20 問い合わせ先

資産経営課経営係

電話番号 095 (829) 1127 (直通)

メールアドレス shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp